

裁判の概要・争点まとめ
過去の裁判報告集会

「吉田寮裁判」
について

1. 「吉田寮現棟・寮食堂に係る明渡請求訴訟」の概要

吉田寮は京都大学の学生寮であり、現在およそ120人の寮生が住んでいます。吉田寮には築109年の「現棟」、京大最古の建築物である「食堂」、そして築7年の「新棟」の三つの建物があります。吉田寮は、「自治」（自分たちのことは自分たちで決める）という考え方のもと、寮生意思を反映する自治会を組織して運営されてきました。

これまで、吉田寮自治会は京大当局と話し合いの場を持ち、双方が合意の上で「確約書」を締結し、寮の運営を行ってきました。ここには、吉田寮に関する問題は当事者間の話し合いで解決しようという内容が盛り込まれており、歴代の学生担当理事・副学長もこれに合意してきました。

現棟・食堂の建物の老朽化対策についても、長年の間、寮自治会と当局の間で交渉が行われ、現棟・食堂を補修することや新棟を建設することなどにおいて合意が成立しました。そして実際、その合意のもとで、2013年に食堂の耐震補強工事と、新棟の新築工事が行われました。残る現棟の補修についても、継続的に協議がなされていました。

しかし、2015年に京大当局は老朽化対策に関わる交渉を一方向的に打ち切ると、話し合いを拒否したまま、2017年には全寮生（新棟・現棟のどちらかに居住しているかに拘わらず）に対する退去通告を発表しました。このとき当局は、退去させる理由として「建物の老朽化」を挙げていましたが、だとすれば、新棟からも退去するよう命じるのは不合理です。また、当事者との話し合いを拒否する姿勢は、明白な確約書違反と言わざるを得ません。

吉田寮自治会は再三抗議と話し合いの申し入れを行いました。が、当局はこれらを一切無視し、話し合いの参加者を少人数に限定し、オブザーバーすら認めない等、寮生が不利となる条件を一方向的に突きつけました。さらに、吉田寮側が当局の条件を受け入れ学生担当理事との少人数交渉に応じた際も、「意見は聞くけど合意形成はしない」と言い放ち、話し合いによって問題を解決するという姿勢は一切見せることがありませんでした。

2019年2月には、寮自治会側から、「現棟からの一時的な退去を受け入れる」という内容を含めた譲歩案を示しましたが、当局はそれすら拒否し、当局側の方針に全面的に従うこと、さらには長年に渡り認められてきた寮の自治権を放棄することを執拗に迫ってきました。

そして、2019年4月、京大当局は、当時吉田寮に居住していた京都大学の学生およそ100人のうち20名のみを被告とし、住居としている寮の建物から追い出すことを目的とした「吉田寮現棟・食堂明け渡し請求訴訟」を提訴しました。2020年3月の追加提訴により、現在の被告は43名となりました。

「吉田寮生を立ち退かせて何をするのか」「確約書をなぜ無視するのか」といったことは、まったく不明のままです。

この裁判は、京大当局と吉田寮自治会の局地的な争いとどまる問題ではありません。吉田寮に対する当局の対応は、学生の福利厚生縮小や管理強化と表裏一体であり、学問の機会均等や学ぶ権利という点で憲法違反であるような問題をも孕んでいます。またその背景にあるのは、経営陣による大学の私物化や、トップダウン的経営による大学の営利企業化などであり、根を同じくする他の問題も数多くあります。

私達は、学生を寮から追い出すことを目的としたこの訴訟を批判し、取り下げを要求してきました。現棟の老朽化対策や、現在の吉田寮の在り方について、京大当局が求める事項があるのなら、まず当事者である吉田寮自治会と話し合ってから進めるように、一貫して要求してきました。今改めて、寮生の住居を奪うことを目的としたこの危険な裁判が、即刻中止されることを強く求めます。

吉田寮自治会は、「安全性」を口実に全寮生の追い出しをせまる京大当局に対して、話し合いにより適切な形で現棟の老朽化対策を実施することを求めて働きかけてきましたが、現在に至るまでこの恫喝的な訴訟の取り下げはなされていません。

2. 裁判での具体的な争点のまとめ

※以下の原稿の出典:2021.12.13「第10回口頭弁論弁護士報告」を改稿

1. 裁判の概要

本訴訟は、吉田寮現棟と吉田寮食堂の明け渡しを求めて、京大当局が吉田寮生を訴えたものです。2019年4月に寮生のうち20名が提訴され、2020年3月には更に25名が提訴されました。その後、2022年2月時点で、第11回まで口頭弁論が行われました。

なお追加提訴された人の中には、提訴の時点で既に吉田寮を退寮し、当局もそれを把握していたはずの元寮生も含まれています。こうした元寮生を提訴する実益はなく、実質的に学生自治や寮自治の萎縮をねらったもので、これは「訴権の濫用」とと言えます。

2. 裁判の論点

では、この裁判で、原告と被告はそれぞれどのような主張を行っているのか、説明します。なお、各論点についての詳細は、過去の口頭弁論でのプレゼンテーションが吉田寮のウェブサイトで公開されていますので、合わせてご参照ください。

2-1. 不起訴合意、確約の正当性

第一に寮生側は、大学当局が寮生を一方的に提訴すること自体が不当であり、訴えは取り下げられるべきと主張しています。

それは、吉田寮自治会と歴代の大学の学生部長や副学長が団体交渉において締結してきた合意文書(確認書・確約書)において、「吉田寮に関する物事は、寮生との話し合い・合意形成によって決定する」ということが定められてきたからです。直近では、2015年2月に杉万副学長との間で同内容の確約が結ばれています。

これは法的に評価すると、「不起訴の合意」即ち「両者間の紛争は公権力(司法権力)に委ねるのではなく、当事者間の話し合いにより解決する」という合意が成立しているということにほかな

りません。よって、これに反する京大側の提訴は却下されなければいけません。この点で、当局の提訴は「信義誠実の原則」にも反しており、訴権の濫用であるとも言えます。

京大当局は、この「確約書」は大学の正式決済を受けたものではなく、当時の学生部長や副学長が無権限でサインしたものにすぎない、よって合意は無効である、と主張しています。

これに対して、寮生側は、大学の規程において、厚生補導担当の副学長が、学生の寄宿舍に関する決裁権限をもつことがはっきりと定められており、その上で副学長が署名しているのだから、確約書は有効である、と立証してきました。

事実、2012年には、吉田寮自治会と当時の赤松副学長との間で、吉田寮新棟の建設と寮食堂の耐震補修を内容とする確約書が結ばれ、その後実際に合意に基づき予算が執行され、2015年3月に食堂の補修工事が完了しています。

仮にこれらの合意が副学長の決裁権限を逸脱して行われたのであれば、食堂の補修が予算化されるはずはなく、また副学長は内部規律違反行為として懲戒処分がされなくてはなりません。しかし、そのような事実は全くありませんから、副学長による確約は、当然に有効な決済過程を経たものであったと言えます。

京大の主張はこうした歴史的事実を無視するもので、経緯から言っても主張に合わず、矛盾しているということを、合わせて主張してきました。

2-2. 不起訴の合意以外の論点

では次に、仮にこの「不起訴の合意」が認められなかった場合の裁判の争点について説明していきます。

2-2-1. 契約関係の存在について

本件訴訟では、京都大学と吉田寮生の法的な関係、例えば契約関係にあるのかそれともそれ以外の関係にあるのか、ということが論点の一つとなっています。なぜなら、吉田寮生が吉田寮に居住していることが適法なのか違法なのかということは、両者の権利関係によって規定される面が大きいからです。

京都大学側の主張は、第一に、大学が「施設管理者」で、寮生は単なる「利用者」にすぎないのだから、契約関係はないというものです。よって、大学には施設利用について広範な裁量があり、建物が老朽化していることを理由に寮の利用停止を決定した、と主張しています。

しかしながら、これは京都大学が「国立大学」で、吉田寮が「国有財産」であった時の論理でしかありません。京都大学は2004年に独立法人化していますので、現在の京大と寮生との関係は、私人間の契約の延長上にあると言えます。事実、1986年の横浜地裁判例において、私立大学の例ですが、大学と寮生の間には契約関係が存在することが前提とされています。

2-2-2. 契約内容について

では、「契約がある」とした場合、その内容は具体的にどのようなものになるのでしょうか。この点についても、寮生側と京大当局で主張が食い違っており、寮生側は「賃貸借関係」、京大当局は「使用貸借関係」とであると主張しています。

「賃貸借関係」とは、借り主が貸主に対価として賃料を払う有償契約のこと。「使用貸借関係」とは、対価を支払わず無償で借りる契約のことです。一般的には、借り主が対価を払っている分、「賃貸借関係」の方が借りている方の権利性が強いと説明されます。

京大当局は、吉田寮の寄宿料が低廉であることを以て賃貸借とは言えないと主張しています。しかし、契約関係を考える上では、寄宿料の額面ではなく、それまでの経緯や当事者間の合意について考える必要があります。

この点について、例えば「京都大学寄宿舎規定」では、寮生は京都大学に対して寄宿料を支払うという約束が定められており、また「寄宿寮及び光熱水料の不払い」が退寮事由として定められています。こうしたことから、吉田寮生の居住は大学の一方的な恩恵ということではなく、「寄宿料の支払い」と「建物の利用」は等価の関係にある、すなわち賃貸借契約と解釈すべきだと主張しています。

2-2-3. 賃貸借と認められた場合

賃貸借関係においては、借主側(寮生側)の権限がより大きくなり、貸主側が契約を解除する要件は厳しくなります。たとえば、賃料の不払いがある場合や、建物が「朽廃」状態(廃屋のようになっているとても住めないような状況)にある場合でなければ、貸主側が契約を解除することはできないのです。

そして、寮生は欠かさず寄宿料を支払っているし、建物の老朽化は朽廃というほどではない。故に寮生が立ち退きを求められる法的根拠はない、というのが、寮生側の主張です。

2-2-4. 使用貸借の場合

では逆に、寮生と大学の関係が、原告側が言うように「使用貸借関係」となった場合はどうでしょうか。使用貸借関係の場合、貸主側(大学当局側)の権限、解除事由がより広く認められています。それでも無条件に契約解除が認められるわけではありません。結局、契約解除の理由が問題になります。

契約解除の理由について京大当局は、主に①代替宿舎の斡旋により吉田寮の目的が終了していること、②建物が老朽化していることを主張しています。

①について、京大当局は、寮生に対して吉田寮からの退去を求めるに際して、低廉な家賃のアパートの斡旋を提案したので、吉田寮を使用する目的は別の手段により達成された、故に契約は解除できる、と主張しています。つまり「代替宿舎を提供したんだからいいんじゃない?」「福利厚生的に問題ないんじゃない?」と主張しています。

しかし、吉田寮を含む大学寮の設置目的は、学生の通学・経済上の負担を軽減することだけでなく、共同生活による自治運営が行われていること、それによる教育上の効果が目的として不

可欠であると考えられます。したがって、アパートの個別斡旋をもって吉田寮の契約を解除することは不当である、つまり真の意味で代替的なものを提供している訳ではないと主張しました。

②については、次節で改めて述べます。

2-2-5. 老朽化を巡る争点について

結局のところ、どのような契約関係にしろ、最終的には老朽化の程度が大きな争点となってきます。

京大当局は、2005年と2012年に行われた吉田寮の耐震診断の結果をもって、建物に倒壊の危険性があるため、在寮契約を解除することができる、と主張しています。

しかし寮生側でこの耐震診断報告書について精査したところ、これらは総体として、現棟には一定耐震性能があり、また適切な補強によって継続的に使用可能であることが書かれていると分かってきました。具体的には、地震時にどの程度建物が傾くかを示す「層間変形角」や建物の水平方向の耐力を示す「ベースシア係数」について、2005年の耐震調査結果ではいずれも基準値以上の値を示しています。

よって、寮生側は、吉田寮現棟の老朽化は大学当局が法的に契約を解除できる「やむを得ない事由」には相当しない、と主張しています。これらについては、専門家である一級建築士にも耐震報告書の鑑定(=報告書をどう読むべきかという鑑定)を依頼し、その意見書も合わせて裁判所に提出しました。

そして、仮に、現棟の老朽化が「朽廃」ないし「やむを得ない事由」に相当するほど進行していると判断されたとしても、その原因は、京大当局側の建物の維持管理責任の不十分さによるものであるということも、歴史的事実をひいて主張してきました。

吉田寮自治会は2000年代より寮舎の大規模修繕を求めており、実際に、2005年の耐震調査報告書では修繕計画が立案されています。しかしこの修繕案は理由が不明瞭なまま学内選考で廃案となっています。原告が、当時から必要性を認知していたにも関わらず、現在まで現棟の補修を怠ってきた責任を踏まえれば、原告側が老朽化を理由に契約解除を決めるのは信義誠実の原則に反しており、正当な理由とは認められません。

最後に、明け渡し対象とされている建物のうち、「寮食堂」については、2015年に耐震補修が完了しており、老朽化については争点となるべくありません。この点は、原告自らも「老朽化の範囲には含まれない」と認めています。にもかかわらず、食堂が本件訴訟で明け渡し対象とされていることには不可解であり、矛盾すると言わざるを得ません。

3. 今後の展望

以上、本件訴訟についての主な争点、原告被告それぞれの主張について説明してきました。民事訴訟では異例とも言える、15回にも及ぶ口頭弁論を経て、原告・被告の論点は概ね出尽くしました。訴訟は判決に近づきつつあります。

次回の裁判(2023年2月～3月予定)では、いわゆる「証人尋問」が行われます。証人尋問では、被告の寮生などが法廷に立ち、受け答えをします。ここでは、吉田寮の自治のあり方や、過去の大学との交渉、福利厚生施設としての吉田寮の役割などについて、被告の寮生自身の口から証言します(その要旨は、今回の裁判で陳述書として提出されました)。

証人尋問が終わると、その次に最終弁論・結審、そして判決という流れになります。2023年の6～10月頃に判決が下される見込みです。

第一審の裁判は京都地裁で行われており、原則誰でも傍聴することができます。一人でも多くの方の傍聴をお待ちしております。

本件訴訟は第一審ですので、寮生が勝訴した場合でも敗訴した場合でも、どちらかが控訴すれば第二審が始まります。ただ、京大側は地裁判決で明け渡し認められた場合、控訴審を待たずに明け渡しを執行すること(仮執行)を裁判所に申し立てています。仮執行の申し立てが認められたとしても、一定金額を供託することで、執行を停止することが可能です。

仮に最高裁まで進んだ場合、判決が確定するまであと1～2年ということになります。どのような判決が下るのかはまだ分かりませんが、判決の内容がどうあれ、寮自治会と大学当局が話し合いで解決し得る問題に対し、公権力によって判断が下されたということ自体が、大学自治の後退の象徴的な出来事となるでしょう。

吉田寮自治会としては、大学当局への訴訟の取り下げと話し合いの再開を繰り返し求めておりますが、未だに事態の好転は見込んでおりません。

3. 「裁判報告集会」について

報告集会開催の目的

吉田寮現棟・寮食堂に係る明渡請求訴訟に関する裁判報告集会(通称「報告集会」)は、第一回口頭弁論の直後から、口頭弁論のたびに、また時には口頭弁論のない時にも開催され、2022年11月までに15回ほどの「報告集会」が開催されてきました。ここで一度、過去の取り組みに対する振り返りを兼ねて、過去の集会の内容をおさらいしておきます。

そもそも「口頭弁論」とは、いわゆる民事訴訟の法廷において、原告・被告の双方(またはその弁護士などの代理人)が、裁判官の前で、互いに意見や主張を述べる弁論の場を指します。本訴訟の口頭弁論は、京都地裁にて開催されており、開廷の一時間ほど前に行われる傍聴券の抽選に通れば、誰でも傍聴することができます。

京大当局から起こされた訴訟によって、当事者が原告(京大当局)と被告(寮生・元寮生43名)に限定されてしまい、当事者外とされた人々の関わりが難しくなり、裁判に関する情報が遮断されつつある現状があります。「報告集会」は、吉田寮に関する当事者を「訴訟的当事者」に限定されてしまうこの現状に抗い、開かれた場で情報共有を行うため、口頭弁論のたびに開催されてきました。

ただ、「報告集会」の内容は、口頭弁論の内容を紹介するだけにはとどまりません。下の「過去のプログラム」を見ていただければ分かる通り、寮生によるスピーチのほか、京大教員、近隣住民の方々、吉田寮を支援してくださる元寮生・寮外生など、多方面から登壇者を募り、集会を作ってきました。さらに、近年の大学改革など、根を同じくする他の問題についても積極的に取り上げてきました。

つまり「報告集会」は、裁判の進行状況を広く共有することを一つの契機として、吉田寮に関わる全ての方々の交流の機会を提供する場であるとともに、他のさまざまな問題について連帯の輪を広げていくための場所であると言えます。

第一回～第十四回報告集会のあゆみ

2019年4月に京大当局から起こされた訴訟を受け、2019年7月4日に京都地裁で第一回口頭弁論が行われました。その直後、司法記者クラブにて寮生ならびに弁護団が出席して記者会見が行われ、続けて京都教育文化センターにて「第一回報告集会」が開催されました。この日の夜には、京都大学総合人間学部棟にて「7・4京大集会」と銘打たれた集会も行われ、どちらも170名以上の参加者を得て、大盛況の会となりました。

その後、第二回・第三回報告集会が開催場所を移しながら開催され、両日とも100名以上の参加者が集いました。第二回集会では、同時に御所ピクニック企画も行われ、参加者の交流が図られました。

こうして集会の開催が軌道に乗った頃、新型コロナウイルスの流行が始まります。しかし、この福利厚生の方が切実に求められる現状においてすら、京大当局は訴訟を取り下げるところか、むしろ追加提訴に踏み切りました(2020年3月)。新型コロナ流行下で、裁判は淡々と進行してゆく一方で、これに抵抗するための情報発信や交流といった取り組みは強い制約を受けざるを得ないという、苦しい現状があります。

そこで、報告集会は、2020年8月に「吉田寮オンライン集会」を開催したことを皮切りに、Youtube LiveやZoomを利用したオンラインでの情報発信・交流会を試みる方向に舵を切りました。オンライン形式を採ることによって、遠隔地に住む方や、外出が困難な方が参加しやすくなるという利点もあります。

しかし一方で、ネット環境・住環境による参加のハードルも依然として存在します。また、可能であれば、実際に吉田寮で交流しながら、現場の空気感を伝えたいという思いもあります。2021年3月に開催された第六回報告集会からは、慎重な感染症対策を講じた上で、対面形式の集会とオンライン形式の集会の両方を開催するようになりました。感染状況の悪化を受け、8月の第八回報告集会では対面集会を中止しましたが、その後の集会は対面・オンラインの二つの形式で開催されています。

下のプログラム一覧をご覧になれば分かるように、「報告集会」の形式やコンテンツは、回を重ねるごとに少しずつ変化しています。過去の集会運営を主導してきたメンバーも、少しずつ入れ替わりがあります。よりよい集会の在り方を目指してまいりますので、今後ご支援をよろしくお願いいたします。

過去のプログラム一覧

※プログラムは一部省略したものがああります。

2019.7.4 吉田寮現棟に係る明渡請求訴訟第一回口頭弁論報告集会

@京都教育文化センター1階103号室(参加者180名)

- ・被告意見陳述について(寮生)
- ・裁判報告(被告弁護団)
- ・教員有志からのスピーチ(木村大治教授・高嶋航准教授)
- ・21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会より

2019.7.4 「7・4京大集会」

@京都大学総合人間学部棟1階1102講義室(参加者170名)

- ・「親の話」(寮生)
- ・吉田寮食堂・現棟訴訟問題～今までの流れを追いながら～(寮生)
- ・訴訟における京都大学の主張(訴訟対策会議)
- ・松本卓也准教授(人間・環境学研究科)より
- ・対話による吉田寮問題の解決を求める要請書について(有志)
- ・11月祭に関して(有志)
- ・21世紀に吉田寮を活かす元寮生の会より
- ・吉田寮食堂・厨房使用者緊急合同会議より

2019.10.7 第二回口頭弁論裁判報告集会

@京都大学文学部新館2階第三講義室(参加者130名)

- ・京都大学の主張(寮生)
- ・訴訟における原告側・被告側の主張整理(訴訟対策会議)
- ・被告弁論要旨(寮生)
- ・吉田寮存続運動における訴訟の位置づけ(集会実行委員会)
- ・基調講演—吉田寮食堂と団体交渉(有志)

2019.12.26 第三回口頭弁論裁判報告集会

@京都市子育て支援総合センター「こどもみらい館」4階第1研修室(参加者111名)

- ・受験生情宣呼びかけ(寮生)
- ・元寮生の会より
- ・京都大学教員より(文学研究科准教授・伊勢田哲治)
- ・吉田寮ゼロ円飯より
- ・吉田寮記録プロジェクト(有志)

2020.8.30吉田寮オンライン集会

@Youtube Live(閲覧数82人)

- ・吉田寮現棟・寮食堂明渡請求訴訟のこれまでの経緯と論点(森田基彦弁護士)
- ・2020年の吉田寮を巡る状況の報告(寮生)
- ・2020年7月の京大次期総長選に関する報告(人文科学研究所准教授・福家崇洋)

2020.9.18 第四回口頭弁論裁判報告集会

@Youtube Live(同時視聴者最大85人、再生回数約230回)

- ・被告第7、第8準備書面の内容について(森田基彦弁護士)
- ・元寮生が追加提訴されるまでの経緯(元寮生)
- ・在寮期限対策局へのカンパの収支報告(寮生)
- ・寮存続運動における裁判の位置づけ、10月からの京大新執行部体制に対する取り組みについて(寮生)

2020.12.2 第五回口頭弁論裁判報告集会

@Youtube Live(同時視聴者約60人、再生回数約200回)

- ・被告第7、第10準備書面の内容について(森田基彦弁護士)
- ・吉田寮自治会からの報告(寮生)
- ・吉田寮への入寮理由(2020年度新入寮生)
- ・近隣住民からのメッセージ(タコとケンタロー店主・小田研太郎)
- ・教員からのメッセージ(代読;京都大学文学研究科教授・松田素二)
- ・オンライン交流会@Zoom(参加者30名ほど)

2021.3.4 第六回口頭弁論裁判報告集会

昼の部@京都教育文化センター(参加者30~40名)

- ・被告第11準備書面の内容について:在寮契約の目的終了に関する論点(仲晃生弁護士)
- ・吉田寮問題の経緯、裁判の位置付け、コロナ禍での裁判の弊害、春期入寮選考について(寮生)
- ・吉田寮での生活について(寮生)
- ・Speech by A Kyoto Univ Student(寮外生)
- ・教員の立場で考える吉田寮問題(京都大学教育学研究科教授・駒込武)
- ・京大職組によるタテカン訴訟について(京都大学法学研究科教授・京大職員組合副委員長・高山佳奈子)
- ・コロナ禍前後での「Club Yoshida」の活動紹介(元寮生・吉田寮食堂使用者・田原孝平)
- ・夜の部@Youtube Live(当日再生回数246回、総再生数486回)、オンライン交流会@Zoom(参加者約20名)

2021.5.20 第七回口頭弁論裁判報告集会

@京都教育文化センター(参加者約30名)

- ・吉田寮裁判Q&A(寮生)
- ・森田弁護士からの報告
- ・吉田寮生からのアピール(寮生)
- ・オンライン集会@Youtube Live(当日再生回数68回、総再生数224回)、オンライン交流会@Zoom(参加者14名)

2021.8.26 第八回口頭弁論裁判報告集会

- ・被告 第13準備書面-吉田寮の文化的価値-(森田基彦弁護士)
- ・寮外生のひとりから見えている吉田寮(寮外生・斬)
- ・「公」と「私」をめぐる葛藤の歩み(元寮生・高橋龍太郎)

2021.10.14 第九回口頭弁論裁判報告集会

@吉田寮食堂(参加者38名)

- ・被告 第14準備書面-吉田寮耐震診断報告書についての補充(和田浩弁護士)
- ・吉田寮耐震診断報告書と補修活動(寮生)
- ・元東北大学有朋寮寮生より
- ・吉田寮近況報告① 当局による補修サボタージュ問題について(寮生)
- ・吉田寮近況報告② 吉田寮通信について(吉田寮広報室)
- ・オンライン集会@Youtube Live(総再生数約200回)、オンライン交流会@Zoom(参加者約15名)

2021.12.13 第十回口頭弁論裁判報告集会

@吉田寮食堂(参加者43名)

- ・裁判の概要と主な論点について(森田基彦弁護士)
- ・第10回口頭弁論報告(森田基彦弁護士)
- ・『吉田寮という「場所」を守る戦いー京大「部外者」からの視点』(寮外生)
- ・オンライン集会@Youtube Live(総再生数約210回)、オンライン交流会@Zoom(参加者約20名)

2022.2.16 第十一回口頭弁論裁判報告集会

@吉田寮食堂(参加者35名)

- ・京大教員インタビュー(京大教員・匿名)
- ・海外在住元寮生のスピーチ(Alice)
- ・学問と植民地主義について考える会より
- ・第11回口頭弁論報告(森田基彦弁護士)
- ・オンライン集会@Youtube Live(総再生数約300回)、オンライン交流会@Zoom(参加者約10名)

2022.4.13 第十二回口頭弁論裁判報告集会

@こどもみらい館(参加者30名)

- ・第12回口頭弁論報告(森田基彦弁護士)
- ・オンライン交流会@Zoom(参加者約10名)

2022.6.15 第十三回口頭弁論裁判報告集会

@吉田寮食堂(参加者40名)

- ・現棟の自力補修活動について(補修特別委員会)
- ・集会でよくある質問Q&A(裁判報告集会実行委員会)
- ・吉田寮祭について(吉田寮祭実行委員会)
- ・第13回口頭弁論報告(森田基彦弁護士)
- ・オンライン交流会@Zoom(参加者約10名)

2022.8.10 第十四回口頭弁論裁判報告集会

@こどもみらい館(参加者30名)

- ・現棟の自力補修のためのカンパのお願い(補修特別委員会)
- ・第14回口頭弁論報告(森田基彦弁護士)
- ・オンライン交流会@Zoom(参加者約10名)

吉田寮の「いま」について、もっと多くの情報を知りたい方へ

吉田寮広報室Twitter
(@yoshidaryo_koho)

吉田寮公式ホームページ
(<https://www.yoshidaryo.org/>)



2022年10月18日
製作:吉田寮裁判報告集会実行委員会